

大阪市告示第1188号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年9月1日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年9月8日（月）	
	令和7年9月16日（火）	
	令和7年9月22日（月）	
	令和7年9月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年9月2日（火）から 同月7日（日）まで	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和7年9月9日（火）から 同月15日（月）まで	
	令和7年9月17日（水）から 同月21日（日）まで	
	令和7年9月23日（火）から 同月28日（日）まで	
	令和7年9月30日（火）	
鶴見緑地庭球場	令和7年9月2日（火）	午前9時から
	令和7年9月5日（金）	午後10時まで

令和 7 年 9 月 9 日（火）
令和 7 年 9 月 12 日（金）
令和 7 年 9 月 16 日（火）
令和 7 年 9 月 19 日（金）
令和 7 年 9 月 23 日（火）
令和 7 年 9 月 26 日（金）
令和 7 年 9 月 30 日（火）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）